

知的財産による競争力強化専門調査会及び コンテンツ・日本ブランド専門調査会の設置について（案）

平成 19 年 5 月 31 日
知的財産戦略本部決定

1. 知的財産戦略本部令（平成 15 年政令第 45 号）第 2 条の規定に基づき、知的財産推進計画に係る重要政策課題の調査のため、以下の専門調査会を平成 19 年 8 月 1 日をもって設置する。
 - (1) 知的財産による競争力強化専門調査会
知的財産による競争力の強化に係る課題に関する調査・検討を行う。
 - (2) コンテンツ・日本ブランド専門調査会
コンテンツ及び日本ブランドの振興に係る課題に関する調査・検討を行う。
2. 専門調査会の委員は、知的財産戦略の推進に関し学識経験を有する者の中から、内閣総理大臣が任命（当該委員が知的財産戦略本部員の場合にあっては、知的財産戦略本部長が指名）する。
3. 専門調査会の会長は、委員の互選による。
4. 専門調査会は、必要があると認める時は、参考人を招いて意見を聞くことができる。
5. 専門調査会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。